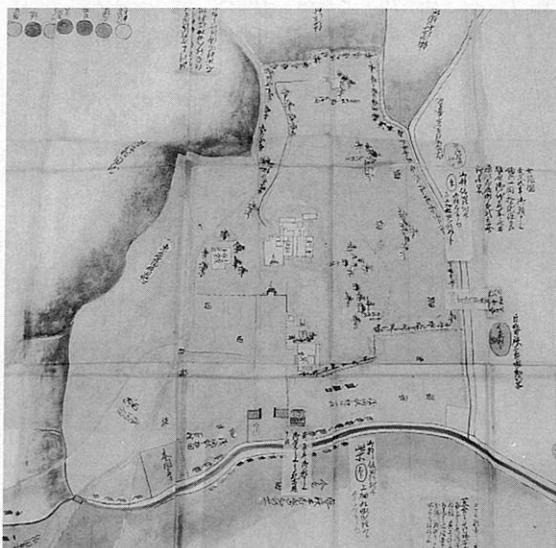


六所家総合調査だより

第1号

平成19年（2007）3月発行



安永7年（1778） 東泉院周辺絵図（部分）

- 六所家総合調査について・・・・・・・・・・・・・・・・ 渡井 義彦（2）
六所家旧蔵『御由緒書』について・・・・・・・・・・・・・・・・ 若林 淳之（3）
特集【六書家資料調査の重要性と今後の望ましい調査方針について】
六所家旧蔵書画資料調査・保存の望ましい方策について・丸茂 濬祥（5）
東泉院本『富士山大縁起』と赫夜姫・・・・・・・・・・・・ 植松 章八（8）
近代以降の六所家と旧蔵の民俗資料にみる暮らし・・・・ 松田香代子（10）

富士市立博物館

六所家総合調査について

渡井 義彦

富士市今泉八丁目の六所家は、明治初年まで東泉院という寺院を営んでおり、富士郡下方浅間五社別当職を代々世襲してきました。

東泉院の創建は平安時代初期、妙行法師が興したと言い伝えられており、当初は淨土院と号し、富士宮市の村山興法寺と共に富士山修驗道の拠点としての役割を果たしてきました。戦国時代は今川氏の庇護をうけ、天正十八年（一五九〇）には豊臣秀吉より、慶長九年（一六〇四）には徳川家康より、それぞれ寺領百九十石が安堵されています。江戸時代は醍醐寺派の密教寺院として栄えましたが、明治初年、廢仏毀釈により廃寺とされました。

平成十七年三月に、六所家二四代の六所五郎・利子夫妻と富士市において、公園用地として土地使用貸借契約が締結され、平成十八年六月に、敷地内の建造物に付随・収蔵されていた資料が寄贈されました。四万点を超える膨大な資料の中には、「富士山大縁起」や仏具等の富士山信仰資料、日吉浅間神社資料、鈴木香峰や大塚半山など絵画資料、郷土の歴史を解き明かす上で貴重な古文書等が含まれています。

博物館では、平成十八年度に六所家旧蔵資料基礎整理委員会を

組織し、古文書類の分類や民俗資料の調査カード作成作業を行つてきました。平成十九年度からは新たに六所家総合調査委員会を組織し、総合的な調査を実施してまいります。これらの調査の成果につきましては、展示会や講演会等いろいろな形で情報発信させていただきますのでご期待ください。

（富士市立博物館館長）



六所家の所在地

六所家旧蔵『御由緒書』について

若林 淳之

に赫夜姫であつたというのである。

平城天皇の大同元年（八〇六）、浅間宮の社殿は、行基菩薩、駿州富士六所浅間別当東泉院が、寺社奉行からその故事來歴について問い合わせて来たのに対して返答した書付である。

それによると、富士山は三国無双の名山であり、國家擁護の靈神でもあるから、この富士山を祈禱するため浅間宮を数箇所に創建されたので、これらの祭祀を司る別当職として古くから東泉院があてられてきた。

これら数箇所に創建をみた浅間宮（五社浅間）の祭神について、この『由緒書』には、

「五社浅間之内 父宮六所浅間者 別而富士浅間 赫夜姫御生誕之地ニ而 則此社鎮座給候」（傍点筆者）

とあつて、五社浅間のうち、父宮、母宮並びに六所浅間、就中富士浅間は、竹取物語に登場する赫夜姫の誕生した地であると伝えられていた地であることから、富士浅間の祭神には赫夜姫があてられて來たというのである。

この事は浅間宮の祭神がコノハナサクヤヒメであるというのは、江戸時代以前のことであつて、江戸時代以前の祭神は実

□本大般若経、あるいは五大尊、不動明王、弘法大師等々の本地となり、その垂迹として成立するのであつた。そうして嵯峨天皇の頃になると、六所浅間宮として、一年に二度、即ち春（四月）、冬（霜月）の神事が確立し、加えて勅使の下向が実現するなど、それに伴い境内に制札や下馬札が建てられる等々、浅間宮の神社としての体制が整つて來たといふのである。

こうした事は代々の天子、就中北朝系の第四代後光嚴院帝の時まで続き、制札、下馬札など、建立ならびに修復など行われてきたが、これが原因で南朝系の勢力の乱入を招き、勅使の下向は中断した。けれども、後光嚴院（北朝）（一三三六～一三九二）、南北朝の対立期に室町幕府が奉載した京都の持明院統の朝廷（北朝）を支持する守護大名今川範国の登場によって、中断していた勅使の下向を勅使代として復活し、範国は勅使代を駿府に逗留させて置き、六所浅間宮の四月霜月の神事祭礼を勤めさせ、更に例年五月の御神事として朔日より三日迄の間、父宮、母宮、六所浅間宮の三社には流鏑祭十騎づつの保有が許され、勤めさせられていた。これらの神事は数日間つづいていた。これらは小田原北条家や今川家代々もその推進に當たつていた。

また慶長年中（一五九六～一六一四）になると大権現様（家

康)は、東泉院住持雪山に御目見を許し、このときに浅間社領百九拾石余が上意として寄進をされ、寄進状は稻葉兵庫頭から、東泉院先住持長仁に下附され、これら寄進状等は一括して長仁が所持していた。

いっぽう東泉院先住快印は手製の酢を作り、大権現様の大坂在陣の時に献上したところこれを喜び、吉例として年頭に献上するよう命ぜられ、何年間か献上しつづけて来たが、その後、快雅が住持になつた時、手製の酢(善得寺酢という)の奉獻は願によつて免除となつた。しかしこの善得寺酢は絶えないよう作りつけられていたという。

四代将軍家綱(嚴有院)が疱瘡(天然痘)にかかつたことがあつた。この時東泉院は将軍家綱の疱瘡が一日も早く平癒できるよう祈祷を命ぜられ、結果御札と御守を献上した。この事が將軍から誉められ、また江戸城内において、時候に相応する衣服が与えられたという。

ついで元禄年中(一六八八～一七〇三)五代将軍綱吉の時、將軍の主催する講釈の時、東泉院の先住円城に聴聞が命ぜられ、また能樂をも拝見するように命ぜられていた。

宝永年間(一七〇四～一七一〇)になると、周知のように宝永四年(一七〇七)に富士山には噴火(宝永噴火)が発生し、各地に甚大な被害を與えていた。この噴火は宝永四年のうちに

終息したが、この噴火の再発を恐れた人々は、噴火が再発しないよう東泉院は祈祷をつづけ、その証として祈祷の御札を将軍に献上したところ、その労を賞められ江戸城において白銀五枚が下附されたという。宝永五年三月のことである。

寛保年中(一七四一～一七四三)将軍吉宗の時、六所浅間、日吉浅間、新福地浅間、新宮浅間、今宮浅間等の五社に禁札(禁制の条項を書いて人々に知らせる立札)がなかつたので、禁札を建てるなどを願い出た所、許されそれと並んで領内村々の高札を建てることも許可されたので、東泉院が責任をもつて建てたという。

元文四年(一七三九)未三月、八代将軍吉宗の時、浅間領のすべての地押を御願申し上げた所、願の通り許されたので、浅間領の村々の社中、及び東泉院の境内境までもすべて地押がなされた。

また、将軍の代替り、あるいは東泉院の代替り等々の時、そのそれぞれの時御札を申し上げ、御札の品としては一束壱本(何であるかは不明)を献上したところ、これに対して時服、つまり季節にあつた衣装二揃いが与えられたという。

御代替の御札につづいて年頭の御札もあつて、それには正月十五日一束壱本(意味前の通り)を献上して御札とし、翌十六日には御祈祷の巻数をも献上した。

この外東泉院では代々の御法事の時、納経拝礼も勤めていた
という。

以上のこととは、此度の御尋ねに付、「書付けて」御報告申し
上げます。

明和四年丁亥九月

駿州

富士六所浅間

別当 東泉院

御奉行所

六所家旧蔵の「由緒書」にはこのように書かれ、浅間神社の
祭神については注目すべき指摘がなされているのであつた。

(静岡大学名誉教授・静岡県埋蔵文化財研究所理事)

六所家由緒書

御奉行所

東泉院

御奉行所

明和4年(1767)の由緒書

特集

【六所家資料調査の重要性と 今後の望ましい調査方針について】

六所家旧蔵書画資料調査・保存の望ましい
方策について

丸茂 澄祥

六所家旧蔵の書画には、次のようなものがある。

一、絵画

- ①襖絵（一枚対、四枚対）
- ②扁額（横額仕立て、梁の上に飾られていたもの、扇面を張り混ぜにしたものもある）
- ③巻子（巻物仕立て）
- ④軸装（掛け軸）
- ⑤襖に絵・和歌の短冊・書等を張り混ぜにしたもの
- ⑥板戸（花鳥を墨と絵の具で描き、金の砂子を散らしたもの）

二、書

- ①軸装
- ②扁額
- ③巻子
- ④襖（絵・和歌の短冊・書等を張り混ぜにしたものもある）
- ⑤書かれた紙のまま未表装のもの（書の一部、古文書類はほとんどがこれ）

もし六所家旧宅がそのまま保存されるのであれば、襖絵・扁額は表具し直して、元のように収めるのがよい。殊に襖に絵・和歌の短冊・書等を張り混ぜにしたものは、保存状態が悪く、破れたり一部剥落しているものがあるので、とりあえず作者や、書の内容・書家のことが判明する前に、応急処置をし、破損が広がらないようにすべきである。

もし、六所家旧宅が保存されないなら、張り混ぜの襖の短冊類や書、絵は割合新しく張られたもののように思われる所以で、書画を単独で表装保存するということを考えても良いようと思う。襖より小さい絵を張り込みにした襖があるが、郷土の画人鈴木香峰の作が多いのでこの絵だけを屏風仕立てにして保存したり、軸装にして保存する方法もある。

絵画の中で「糀迦十六善神図」は、絹本彩色の仏画である。延宝八年（一六八〇）江戸の表具師に依頼して表具し直し、更

に安政三年（一八五六）に再度表具補修していることが分かる。

江戸時代以前の作の可能性があり、今回寄贈された六所家の絵画の中では、一番質が高いと思われる。衣装の模様等にほどこされた截金（きりかね）の精緻さからすると、京都・鎌倉当りで、古く制作された可能性もあり、なるべく早く専門家に鑑定してもらう必要がある。

知名度の高い人物の絵画では、白隱禪師が天保二年（一八三

三）に描いた「観音図」がある。

六所家の絵画で特色的なのは、江戸の幕臣の三男でありながら、吉原の脇本陣、扇屋に入り婿した鈴木香峰の作が多いことであろう。和歌をたしなみ山水画を良くした彼の明治期の襖絵が、相当多く残されている。郷土の生んだ画家として、鈴木香峰の作品は大事にしていかねばならないので、優先的に修復する必要があろう。

襖絵については、引き手付近の破損や、画面全体にわたる裂け等があり、保存状態が良くない。至急補修したい。

牧之原入植の幕臣で、茶業振興に努力した政治家でもあった大塚半山の襖絵、軸等も多く残されている。鈴木香峰の絵とともに、静岡県の生んだ政治家でもあった画人の作品を、大事に残していく。

一部の襖に、葛布を用いていると思われるものもあるので、

裏面にも注意したい。

書に於いては、著名な人物では、東郷平八郎、小堀遠州、山岡鉄舟などが目を引く。

小堀遠州のものは書簡であるが、軸装されている。山岡鉄舟のものは、扁額である。鉄舟は、牧之原に入植した幕臣を支援した人で、静岡県と関係が深く、県中西部を中心に多くの墨跡を残している。

書の中で注目すべきものは、巻子仕立ての「富士山詩十首」である。表具が解体、破れている部分もあるが、宝曆六年（一七五六）に、土岐公美他十人が、富士山の印象を漢詩にしたものである。作者の中に古維嶽・服元驥など日本人ではない名が見えており、ことによつたら將軍家光の時から計十数回渡來したという、朝鮮通信使との文化交流の産物とも思われる。早く内容を解読、事実を確かめたい。この巻子は早急に補修したいものである。

書については、明治以後のものが多く、重要な内容を持つものは少ないようと思われる。張り混ぜにされた多くの和歌の短冊や、三十六歌仙の和歌を書いた巻子などは、この地域の文化的水準を示す指標になるかも知れない。

古文書のうち「富士山縁起」等浅間信仰・富士山信仰・修驗道に関係するものは、より重要と思われる所以、紙魚の被害の

甚だしいものは、至急裏打ち、補修し、研究に資するようするべきであろう。

東泉院本『富士山大縁起』と赫夜姫

植松 章八



积迦十六善神図

東泉院に伝わる富士山縁起といえば、東京大学史料編纂所の「昭和二年三月影写」本が広く知られている。その「影写本」は、明治廿二年の「臘写本」を書き改めたものとされ、その点もたいへんに興味があるが、ここでは指摘するにとどめておく。今回の六所家「資料基礎整理」事業では、かんす（巻子）（巻物）仕立ての縁起数巻が発見されているが、影写本の原本とは異なるようである。縁起は傷みにより開くことができない状況にあり、今後の補修と解説が課題となっている。

富士山縁起といえば、富士山の由来や靈験をまとめて信仰をふかめるためのもので、最近の研究では一七種とか二三種の集成が知られる。注2ただし、成立・書写年代が中世にさかのぼるものは限定されている。いま、中世の代表的な四例をあげよう。

- ① 浅間大菩薩縁起（残巻） 滝本往生寺 建長三年（一二二五）
一）書写注3 村山系 最古
- ② 富士山大縁起 東泉院 正和五年（一二一六）・天文一五年（一四五六）書写 東泉院系注4
- ③ 富士縁起（断簡） 全海書写 鎌倉後期～南北朝期注5 村山系



博物館へ移動する前の襖の様子

(4) 富士大縁起　富士浅間社公文富士氏記録^{注6}　村山系
各縁起の特徴等について述べる紙幅はないので、共通してみられる中世的諸要素に注目しておく。富士山の出現・呼称、本地・示現、登頂者名等ということになるが、なかでもその示現、すなわち、浅間大菩薩の化身は赫夜姫であるという竹取譚が重要な意味をもつのである。富士山の祭神は、中世においては赫夜姫であり、近世初頭に木花開耶姫にかわるようである。

ここでの問題は、前述の四縁起のうち、残巻である『浅間大菩薩縁起』をのぞくと、東泉院影写本だけに竹取譚が記載されていない点にある。愛鷹山麓の竹取伝承地に隣接する東泉院縁起において、ということになる。

いま、幕末に成立した地誌のうち、新庄道雄『駿河国新風土記』(天保五年、一八三四)と中村高平『駿河志料』(文久元年、一八六一)をみると、共に東泉院『富士山大縁起』の項を設けて竹取譚の内容を述べる。とくに、後者では「竹取屋敷並籠畑、乘馬里は、興法寺、東泉院縁起に基きて、俚俗の云つたふところなり」とする。続けて「縁起の趣は」とし、「延暦頃……作竹翁、翁常愛鷹」「娘常飼犬」「帝赫夜姫を召せども応ぜず、富士山頂の大巖中に入る」「赫夜姫浅間大菩薩也」等と要約している。同様の記述は、同じころ成立する『駿河記』や『駿国雑誌』にもみられる。

それにより、東泉院『大縁起』には、竹取譚があり、中世の東泉院が赫夜姫を祭神としたことは確実とみられる。問題は、東泉院の謄写・影写本がどうして赫夜姫を欠いたかであり、何よりも原本との照合が重要になるのである。

いま、富士市立博物館が整理する六所家資料のなかに、その原本はみられないようである。その原本及び前述の卷子「縁起」の調査研究を進めることにより、中世、近世及び近代に係る東泉院本『富士大縁起』のもつ歴史的価値、富士地域における東泉院の特性が明らかになると考へていて。

注1 影写本は薄紙を用いて原文の文字や筆づかいをなぞりとつたもの、謄写本は原文を横において筆写したものである。

注2 西岡芳文「中世の富士山——『富士縁起』の古層をさぐる——」『日本中世史の再発見』二〇〇三 吉川弘文館
注3 竹谷鞠負『富士山の祭神論』二〇〇六 岩田書院

注4 東京大学史料編纂所『富士山大縁起』駿河富士郡今泉
村六所国四郎氏所蔵 昭和二年三月影写

注5 神奈川県立金沢文庫『金沢文庫の中世神道資料』一九

(富士市文化財審議会委員)

近代以降の六所家と旧蔵の民俗資料にみる暮らし

松田 香代子



『富士山縁起之状』



『富士山大縁起』

平成一八年一〇月現在、六所五郎家から寄贈をうけた資料のうち、民俗資料として分類されたのは約六五〇〇点となつてある。これらの中には、木箱に納められた膳や食器類を一点ずつカウントせずに、まとめて木箱一点と数えたものも少なくない。したがって、その総数は未知数である。

このように大量に民俗資料が所蔵されていたのは、当家が近代以降も地主として多くの土地を所有し、私設の吉原銀行関係者として金融業にも関わってきたからである。すなわち六所家に残された多くの民俗資料は、東泉院廢業後、当家が日吉浅間神社の神主から氏子総代として地主として、この地域に深く根ざして暮らしてきた痕跡を示すものだといえる。

その特徴としてあげられるのは、個人的な食器類を除くと、揃いで購入したと想像される膳椀、食器類の多さである。銘々盆、吸物膳椀、茶托、盃、皿、猪口など、十組、二十組という単位で一つの木箱に収納されている。通常、人寄せが多い家では、これらの管理や収納は使用人に任される。

また総数としては多くないが、当主とその妻が社会的関係を

もつた団体の資料や記念品も残されている。これらは個人的なものではあるが、六所家の地位や役割を象徴するものである。具体的には、吉原銀行関係の印鑑、今泉村婦人会から贈られたタンスなどがある。

このような民俗資料を所蔵していた六所家は、地域ではどのような存在であったのか。現当主は転出し、最後までこの家に住んでいた先代当主の妻、嘉代さんも一〇四歳ですでに亡くなっている。そのため、当家から具体的な話を聞き取ることは不可能であるが、六所家の周辺に住み、古くから六所家に出入りしていた人たちにその様子をうかがうことはできる。ただ多くが高齢者か物故者で、話を聞ける方は少ない。六所家の具体的なすがたを再現するためには、早急に聞き取り調査をする必要がある。

現段階では、六所家が第一次大戦まで地主として田畠を小作に貸して耕作させていたこと、当家の周辺には使用人として家内の仕事をする者が専属でいたことなどが確認できる。このような事実は、六所家から多数発見された絵図類からもたどりとができる。たとえば年未詳であるが、「駿河国富士郡今泉村之内東泉院領分絵図」には、東泉院境内の東側に「門前百姓地」と示された区域がある。

以上のことから、六所家が位置する今泉のうち現在の上和田

町域は、おそらくもと東泉院領分であり、ほとんどがそのまま六所家および日吉浅間神社に引き継がれたものと推測できる。

現在も、上和田町内には六所家と関わりをもつ家が何軒かある。また当町では、先代の六所静一氏が「上和田町内会」という行政側の名称を嫌い、独自に「親和会」という名称を昭和三〇年代まで名乗っていたという。一部を除いて上和田町域のほとんどが当家の所有地であったため、静一氏には町名の命名権があると内外にも認められていたのであろう。このようなことから、民俗的に六所家資料を考察するためには、六所家と上和田町を中心とする社会関係を明らかにする必要があると考えるのである。

(愛知大学非常勤講師)

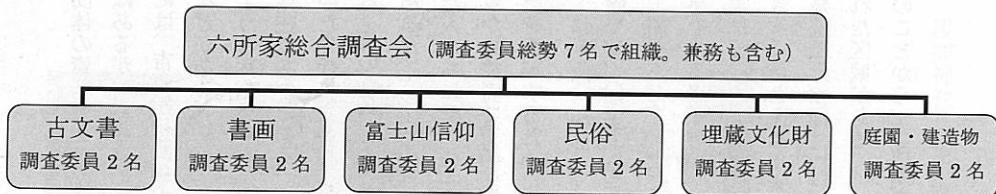


嘉永5年（1852）の箱書きのある椀
(二十人揃)



今泉村婦人会関係の書類

六所家総合調査会組織図



平成 19 年度の六所家総合調査予定

担当	分野	内容
博物館	古文書	開封できない資料の補修・解読・表題等の精査
	書画	採寸・撮影・簡易補修・調書作成・台帳入力
	富士山信仰	
	民俗	採寸・撮影・簡易補修・調書作成・台帳入力
文化振興課	埋蔵文化財	屋敷全体の現況調査・試掘による状況確認
	庭園・建造物	庭園測量図面作成・簡易評価等基礎調査

六所家総合調査だより 第 1 号

発行日 平成 19 年 (2007) 3 月 31 日

発行・編集 富士市立博物館

静岡県富士市伝法 66-2

TEL0545-21-3380・Fax0545-21-3398

印刷 小泉印刷株式会社

富士市行政資料登録番号

18-57